

令和2年横瀬町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月23日(金) 午前10時から10時11分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(9人)

会長 2番 町田恒夫

会長職務代理者 7番 富田哲夫

農業委員 1番 加藤虎三

3番 町田幸広

4番 町田多

6番 小室寿徳

8番 小泉茂樹

9番 若林想一郎

10番 武藤量司

農地利用最適化推進委員 第1 平沼敏明

第2 荒舩敏明

第3 石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

5番 佐野貞行

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大畑忠雄

書記 小俣敏孝

7. 会議の概要

議長 これより総会を始めたいと思います。

大変天候不順が続いておりまして、我々にとっては収穫の秋の中で大変な思いをしているのではないかなというふうに思います。本日は、5番の佐野委員さんが欠席の旨通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第8回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名申し上げますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

1番、加藤虎三委員、3番、町田幸広委員、両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第13号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況ともに畑で、計画面積は208平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに、議案書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所9番明智寺の南西約180メートルのところ申請地になります。この農地について、自己用住宅の建築を行いたいとの申請

でございます。

この農地につきましては、今年5月の農業委員会で、工事中進入路等として一時転用の申請を審議し、6月16日付で県から許可を受けておりましたが、10月5日付で工事完了届が提出されております。譲受人は現在、町内の社宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、新居の建築を検討していたところ、勤務先や駅にも近い今回の土地の取得が見込めることから、申請に至ったとのこととあります。農地区分は、申請地が第1種住居地域にあることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の荒船推進委員、お願いいたします。

荒船推進委員 ただいま上程されました議案第13号 農地法第5条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る14日水曜日に加藤委員と同行し、午後3時から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、札所9番の南西に位置し、令和2年5月に農地転用許可申請の審議された自家用住宅用地、建て売り住宅用地、資材搬入等に使用する一時転用の農地、総面積1,415平米の農地内で、今回の申請地は、建て売り住宅用地の資材搬入等に一時転用されていた農地2筆を、一時転用目的が達せられたので、令和2年9月18日に分筆登記した農地、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇が分筆。面積が125平米、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇に分筆された83平米を、町内に居住する譲渡人から、町内に所在する会社の社宅に居住する譲受人が、自己用住宅を建築するために買い受けするものであります。

また、排水計画も西側の町道に設けられている公共下水道へ接続、放流するので、周辺農地への悪影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

1番、加藤虎三委員。

加藤委員 加藤と申します。9番の札所に、前に2回か3回行っているから、すぐ分かるような場所、すばらしい建物がいっぱいできたので、いいところに

なるみたいなので、皆さんもひとつご検討をよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
以上で補助委員の所見を終了いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時09分

議 長 それでは、再開いたします。
質疑に移ります。いかがでしょうか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。上程中の議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように処理させていただきます。
本日の委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。大変ありがとうございました。

(午前10時11分)